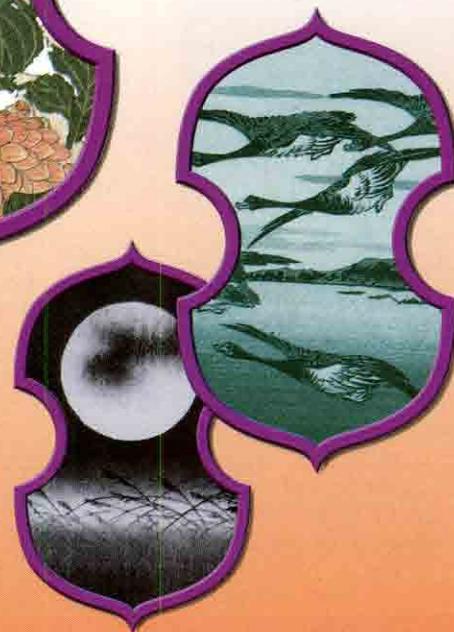


JET Report

ジェットレポート

vol. 15
Autumn



柿



財団法人 電気安全環境研究所

JAPAN ELECTRICAL SAFETY & ENVIRONMENT TECHNOLOGY LABORATORIES

FOUR SEASONS / 季語

カキ
柿



柿くへば鐘が鳴るなり法隆寺
(子規)

この有名な句を教わったのは小学生のころだったと思うが、柿を食うたびに、子どもながらに秋の深まりをしみじみと感じたものだ。まだ法隆寺は知らなかった(見たことがない)が、近くの寺から聞こえる鐘の音は、いつも夕方の暮れゆく空に響いていた。それは、遊びを止めて、友達みんながそれぞれの家に帰る合図でもあった。ゴーンと長く余韻を残す鐘の音にどこか寂しい響きを感じていたのだろう。

果物にしてはみずみずしさがあまりなく、渋くて地味な味の柿だが、乾いた鐘の音と通じるものがある、それがまた晩秋の余韻と妙に共鳴するのである。

FOUR SEASONS

季語 - 柿

1

JET SCOPE

地球環境に貢献するJETの取り組み

2

SAFTY REGULATIONS

電気用品安全法の解釈とQ&A

5

海外情報

韓国における最近の認証規制情報
台湾で電安法セミナーを開催

10

CONFERENCE REPORT

IECEE - CMC会議より

13

JETの試験設備<8>

電気冷房機用カロリメーター

14

試験現場NOW<8>

横浜事業所のEMC試験センター

「S-JETマーク」車内広告実施のご案内 (11月に東京の地下鉄と大阪のJRで！)

そろそろ年末の慌ただしい時期が近づいてきました。

JETでは、年末商戦を間近に控え、また、品質管理月間である11月を捉え、電気製品の安全マーク「S-JETマーク」を消費者の皆様にご覧いただくための車内広告を、昨年を引き続き東京と大阪で実施いたします。

今後とも効果的な広報を進めたいと考えておりますので、ご感想をお寄せいただければ幸いです。

(広告掲出路線)

東京：営団地下鉄 千代田・南北・東西線

大阪：JR線 普通電車



(企画広報部)

地球環境に貢献するJETの取り組み

JETはこの度‘太陽光発電(PV)システム’の研究開発に本格的に取り組むこととなりました。

新しい研究開発テーマ

新たにJETが取り組む研究開発テーマは、

- ①太陽電池モジュールの性能評価と複合劣化評価
- ②住宅用PVシステムの運転データの収集・分析
- ③PVシステムの電磁環境性に関するものです。

この研究開発は、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が今年春に一般公募した『太陽光発電技術研究開発大量導入に向けた共通基盤技術の研究開発及び調査(平成13年度～平成17年度)』に応募して、受託したものです。

「太陽電池評価技術研究開発」の概要

世界的な標準となりつつある世界放射標準(WRR: World Radiometric Reference)によるセル評価手法の精度の向上及びNEDOの委託で産業界等が開発した新しい太陽電池セル・モジュールの性能評価に関する研究開発、並びにモジュールの複合加速劣化試験方法の確立等に関する研究開発です。

この研究開発は、JETと独立行政法人産業技術総合研究所(AIST)が協同で行うもので、AISTが基礎研究及びセルの評価を担当し、JETは次の項目を担当します。

- ①モジュールの性能評価設備(ロングバルスソーラシミュレータ等)の整備及び評価制度の向上
- ②モジュールの性能評価
- ③国内外における屋外曝露試験

「PVシステム評価技術の研究開発」の概要

全国各地域の住宅に設置されたPVシステムの運転データを収集して分析・評価を行い、そのデータを基に、PVシステム的设计・施工・運用、故障診断等、PVシステムの生涯支援のためのシステムの開発等を行う研究開発です。

この研究開発も、JETとAISTが役割を分担して協同で行うもので、JETがデータの収集・分析・評価を担当し、AISTは生涯支援システムの開発等を担当します。JETが担当する研究項目は次の通りです。

- ①平成12年度までに設置された全国100軒の住宅用PVシステムの運転データを収集し、長期運転性能や損失要因に関する統計分析等
- ②太陽電池の多面設置や連系する電力系統等の影響を定量的に評価するための計測項目を見直し、新しい測定項目を

備えた新設サイトの設置

- ③PVシステムのトラブル事例の追跡調査等による長期的メンテナンス技術等の明確化

「PVシステムの電磁環境性に関する研究開発」の概要

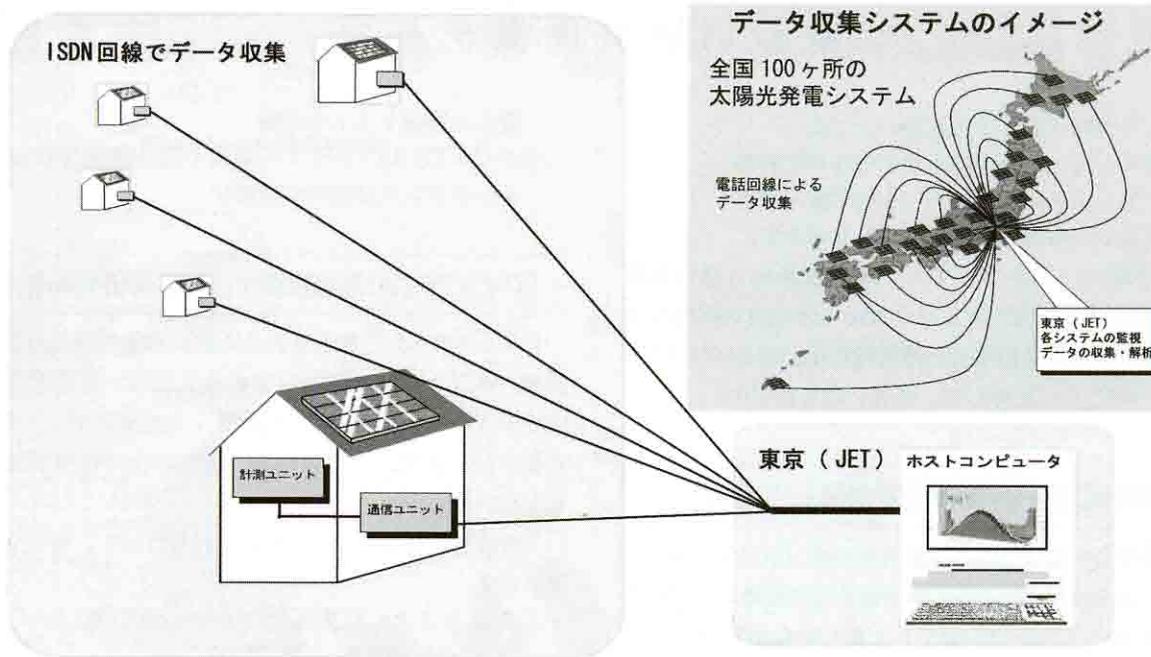
PVシステムから放射される電磁波が他の電気機器へ与える影響(エミッション)及び他の電気機器から放射される電磁波がPVシステムに与える影響(イミュニティ)について、評価手法を開発し、許容限界、解決手法等についての研究開発を行います。

この研究開発は、JET単独で行うもので、研究項目は次の通りです。

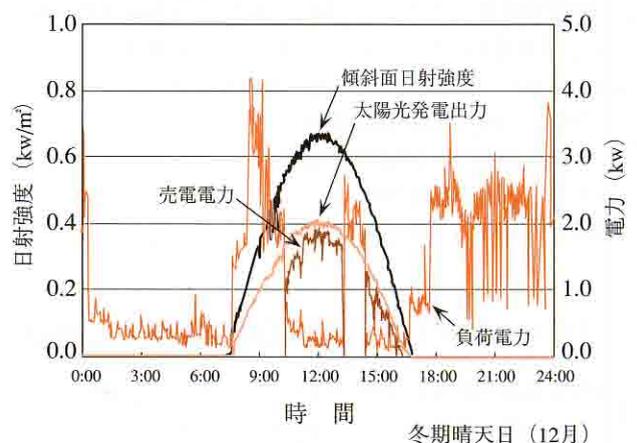
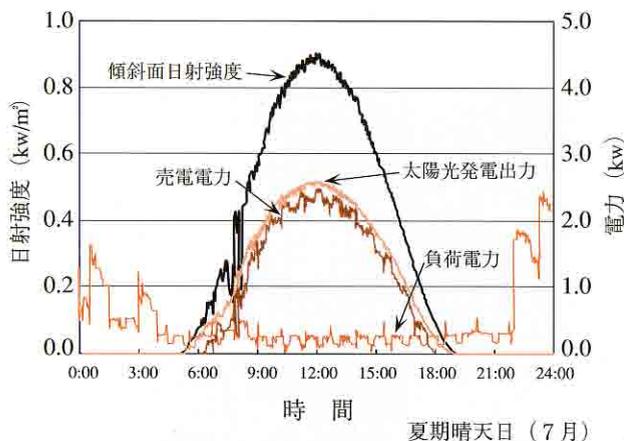
- ①PVシステムに則したエミッション及びイミュニティ(EMC)の試験・測定手法
- ②市販されているパワーコンディショナのEMCの現状、許容限界及び経年変化の把握。解決手法、対策効果等



●データ収集システム



●計測事例（名古屋市内）



JETにおけるPVシステムの研究開発の意義

JETは、PVシステムを電力システムと連系する際に、設置者が電力会社と行う連系保護等に関する事前協議を円滑にするため、平成5年7月から「PVシステムの系統連系保護装置等の認証制度」を運営し、住宅用PVシステムの普及に貢献してまいりました。また、「インバータの長期信頼性試験(NEDO、平成9年度～平成12年度)」の実施により、インバータのより一層の信頼性向上に貢献してまいりました。

今回これらの実績の上に更に、太陽電池本体の研究開発及び

一般住宅における実際の運転状況の把握に関する研究を加えることによって、‘太陽電池から系統連系装置に至るまで一貫して試験・評価することができる、わが国唯一の民間試験研究機関’になりました。

このことは、JETがPVシステム関連産業界をはじめ、その利用者の方々に、中立的な立場で、幅広いサービスを行うことが出来る可能性を持つことを示しております。

期待される太陽光発電

文化的な近代生活を享受している我々は、一方でその基礎となるエネルギーの‘安定供給’と‘地球温暖化問題’の課題を同時に解決することが迫られています。

わが国のエネルギー政策の基本となる「長期エネルギー需給見通し(平成13年7月経済産業省)」によれば、太陽光発電は、‘エネルギー起源の二酸化炭素の抑制策’の一つとして期待されており、表に示すとおり、2010年における開発目標は、1999年度実績と比較して約2.3倍と設定されております。

約2.3倍とはいえ、一次エネルギー供給量に占める割合は、約0.2%と少ないものですが、‘安定供給’と‘地球温暖化問題’の解決のためには是非とも達成しなければならない目標です。

JETが新たに着手した研究開発テーマは、その一翼を担う研究です。関係各位のご支援とご協力を賜りますよう、お願いいたします。

(研究部)

(単位：原油換算百万kl)

一次エネルギー供給見通し	1999年度	2010年度:目標ケース
一次エネルギー供給	593 (100%)	602程度 (100%)
石油	308 (52.0%)	271程度 (45%程度)
石炭	103 (17.4%)	114程度 (19%程度)
天然ガス	75 (12.7%)	83程度 (14%程度)
原子力	77 (13.0%)	93 (15%程度)
水力	21 (3.6%)	20 (3%程度)
地熱	1 (0.2%)	1 (0.2%程度)
新エネルギー等	7 (1.1%)	20 (3%程度)



新エネルギー等の内訳		1999年度		2010年度:目標ケース		(2010/1999)
		原油換算 (万kl)	設備容量 (万kw)	原油換算 (万kl)	設備容量 (万kw)	
発電分野	太陽光発電	5.3	20.9	118	482	(約23倍)
	風力発電	3.5	8.3	134	300	(約38倍)
	廃棄物発電	115	90	552	417	(約5倍)
	バイオマス発電	5.4	8.0	34	33	(約6倍)
未利用分野	太陽熱利用	98	—	439	—	(約4倍)
	未利用エネルギー	4.1	—	58	—	(約14倍)
	廃棄物熱利用	4.4	—	14	—	(約3倍)
	バイオマス熱利用	—	—	67	—	(—)
	黒液・廃材等	457	—	494	—	(約1.1倍)

本記事に掲載される「輸入される電源コードセットの表示・輸入事業者の扱い」は廃止され、経済産業省が公表した「電気用品の取扱いについて（内規）」（平成16年3月22日付）による運用に一括化されています。

詳しくはこちら

https://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/kaishaku/denkiyuhin_toriatsukai/cord_set_naiki_seitei.pdf

電気用品安全法の解釈とQ & A

電気用品安全法の解釈及び運用

電安法の解釈及び運用で、事業者の皆様が法の義務を履行する上で重要となる項目についてご紹介いたします。

1 輸入事業者にかかる電安法の義務の適用

輸入事業者が履行しなければならない義務は

- ①事業の届出義務、
- ②技術基準適合義務、
- ③検査等の（記録の保存）義務、
- ④適合性検査等（合格書の写しを保存）、
- ⑤表示義務

に大別できます。

当然ながら、電安法の対象となる製品を輸入する場合、①～⑤の義務を履行する必要がありますが、同梱するための電源コードセット（差込みプラグ、コード、器具用差込みプラグ等が一体となったもの）を輸入する場合（製品に同梱された状態で輸入する電源コードセットの場合も含む）、さらに、輸出を目的として輸入（中国→日本→米国といった輸出の中継点）する場合は、①～⑤の適用が変わってきます。

下表にそれぞれの場合の取扱いを纏めましたのでご参照下さい。

1 輸入事業者にかかる電安法の義務*1

○：義務を履行する必要あり
 -：義務を履行する必要なし

輸入		各種義務				
		①事業の届出義務	②技術基準適合義務	③検査等の義務	④適合性検査等	⑤表示義務
製品	特定電気用品	○	○	○	○	○
	特定電気用品以外の電気用品	○	○	○	-	○
コードセット（同梱）		○	○	○	○	○
輸出目的		○	-	-	-	-

*1：平成13年9月末日現在の経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院電力安全課の解釈に基づくもの

2 輸入事業者が適合性検査を受検できるケース (METI資源エネルギー庁原子力安全・保安院 電力安全課から示された運用解釈)

適合性検査は、輸入される特定電気用品の試験と工場等の検査設備（輸入事業者が所有するもの）の確認を行うことになってい

ますが、輸入事業者が自らの設備を有し、かつ、その設備を用いて製造工程等において検査を行うことが実態上出来ない場合があることから、製造元の海外事業者が適合性検査に相当する検査（JETの場合適合性同等検査と呼んでいます）を受検することになります。

しかしながら、以下の条件を満たしている場合に限り、輸入事業者が適合性検査を受検することが可能となりました。

条件

海外メーカーA：輸入事業者Xの海外子会社の存在のメーカーで当該特定電気用品を生産し、法第9条で規定する検査設備を有し、それを使用して輸入事業者Xの人員が直接または指導によるなど輸入事業者Xの管理下の基に製造工程及び完成品検査等を実施している。

輸入事業者X：海外メーカーAに人員を派遣し、海外メーカーAにて法第9条で規定する検査設備を用いて、派遣した人員が直接または指導によるなど輸入事業者Xの管理下の基に海外メーカーAの検査を実施し、その特定電気用品を輸入している。

解釈

輸入事業者Xは、人員を派遣し、海外メーカーAにて法第9条で規定する検査設備を用いて、派遣した人員が直接または指導によるなど輸入事業者の管理下（よって、全く資本関係が無い会社間では本ケースは適用できない。）の基に特定電気用品の検査を実施しており、法第9条に関わる適合性検査を受検することができます。

3 輸入される電源コードセットの表示・輸入事業者の扱い (METI資源エネルギー庁原子力安全・保安院 電力安全課から示された運用解釈)

電安法においては、外国登録製造事業者の位置付けが無く、海外において製造された電気用品を輸入する場合、個々の輸入事業者が各々輸入事業者としての届出、表示などの義務を履行しなければなりません。

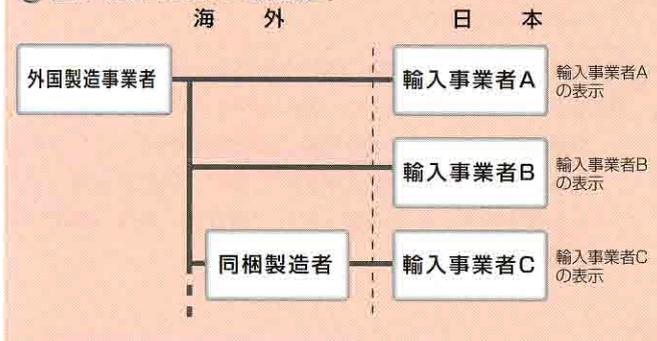
電安法では、電源コードセットについても届出事業者名の表示を義務づけていますが、表示義務は届出事業者にあるものの、実態としてはモールドで直接表示する場合など、外国の製造事業者で表示を施す場合がほとんどであり、これを個々の輸入事業者毎に変更するのは不可能に近い状況です。（図1参照）

そこで、次の(1)、(2)のような運用が可能となりました。

電気用品安全法（電安法）の施行から半年が経過し、市場における様々な事例を踏まえ、経済産業省（METI）の法解釈も明確になってきました。

そこで本号では、特に輸入に関係する事業者の皆様の実態に即応したMETIの解釈及び新たな運用を整理するとともに、日々事業者の皆様からJETにお寄せいただいているご質問をQ&A形式でご紹介いたします。

● 図1:法律に基づく概念図



(1) 総括輸入事業者方式

日本の届出輸入事業者Aの表示を付した電源コードセットを、他の日本国内の輸入事業者B、C、・・・が製品に同梱して輸入する場合や日本国内で製品に同梱する目的で輸入する場合、一般的にはB、C、・・・が輸入事業者として電安法に基づく届出を行い、同法に基づく義務を履行することとなりますが、当該電源コードセットの輸入という観点からは、輸入事業者Aが輸入事業者B、C、・・・から委託等されて行うことも可能であることから、輸入事業者Aが当該コードセットの電安法に基づく届出事業者となり得ます。

なお、当然のことながら、電安法上は当該電源コードセットの輸入事業者はAであり、電安法上の義務等は全てAに課せられます。

この場合、Aの管理とは無関係にA表示のまま輸入されるケースを防止するためにも、Aは輸入者毎に数量管理等を行う必要があります。

また、Aの管理外でA表示のまま輸入事業者Xによって輸入販売された電源コードセットについては、その責務はXに帰すること

となり、Aにはかかりません。この場合はXが輸入事業者であり輸入事業者としての届出、表示等の義務を履行する必要があります。（図2参照）

(2) 包装/タグ方式

外国で製造された電源コードセットを、国内の複数の輸入事業者が個々に輸入する場合など、日本国内に輸入事業の全体を管理できる事業者が無い場合、表示としては個々の輸入事業者毎に変更する必要があります。

しかし、外国の製造事業者が将来日本国内に日本での輸入事業を一括して行う事業者を設立、若しくは日本国内の既存のある特定の輸入事業者をたてて、前述(1)の様な扱いを行おうとする場合、当該電源コードセット上の表示に関わらず、それら各々を包装した個々の包装に輸入事業者による表示を施せば、電安法に基づく表示をしたものと見なします。（包装表示とは、タグ、取扱説明書等に輸入事業者名を表示する場合を含む。）

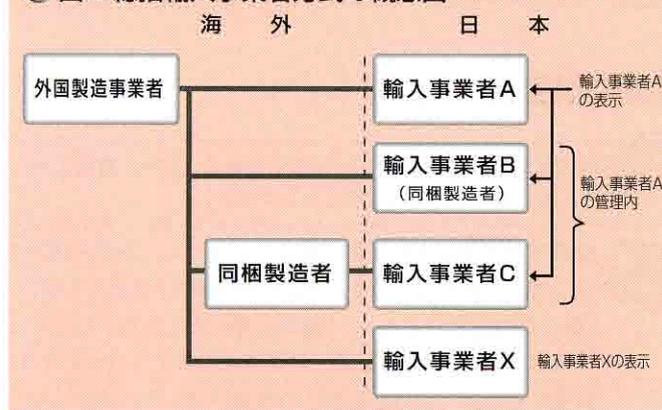
なお、この扱いは、今すぐに輸入事業者名の表示変更に対応できない電源コードセットにおいて、実態に併せて輸入事業者名の表示の責務を果たすための手段であり、あくまで暫定的な措置です。

この方法の問題点としては、包装を取り除いた後は表示はBとなり、その後はC、Dが輸入事業者である事実是不明となってしまう、市場の電気用品に対する責任がBになってしまう恐れがあることです。

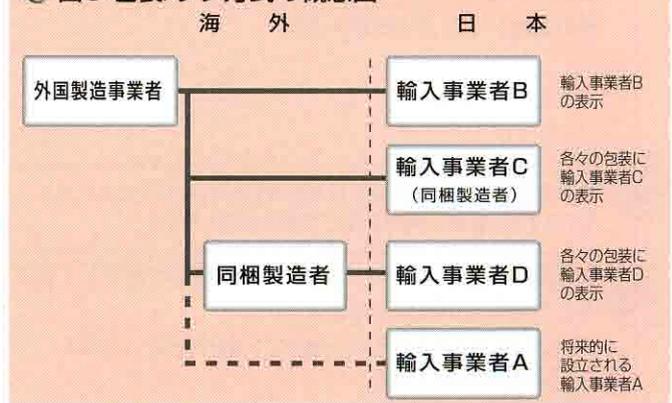
従って、この方法を採用する場合、Bは外国製造事業者の管理を適切に行うと共に、C、Dは十分にBと調整を図る必要があります。

（図3参照）

● 図2:総括輸入事業者方式の概念図



● 図3:包装/タグ方式の概念図



Safety Regulations

電気用品安全法のQ&A

事業者の皆様からお寄せいただいているご質問を、法の遵守義務毎に分類し、Q&A形式でご紹介いたします。

【事業の届出】

Q1 電取法で型式認可を取得している輸入事業者ですが、電安法における「事業の届出」は必要ですか。

A1 電安法の施行の日に、既に有効な型式認可を有している場合は、経過措置として、当該型式の区分の電気用品について、電安法における「事業の届出」をしたものとみなされます。

Q2 電安法が施行される前から電気スタンドを輸入していますが、電安法における「事業の届出」は必要ですか。

A2 電取法の規定に基づき、乙種電気用品の輸入事業開始の届出を行っている場合は、経過措置により、電安法における「事業の届出」をしたものとみなされます。この場合、輸入している電気スタンドの構造が属する型式の区分が、電安法の届出に係る型式の区分とみなされます。

Q3 電安法施行後に新たな製品を輸入する場合、その都度、事業の届出（代表者名、型式の区分、製造事業者の氏名等）を行う必要がありますか。

A3 事業の届出は、「電気用品の区分」に従い行うこととなりますが、1の電気用品の区分に従い届出をしている場合、当該電気用品の区分に係る届出はあらかじめ行う必要はなく、既に届け出ている事項が変更になる部分のみ「変更の届出」を行うこととなります。従って、新たに輸入する製品が既に届出済みの電気用品の区分内に含まれる電気用品である場合は、既に届け出ている内容が変更となる部分のみ「変更の届出」を行えば済みます。

Q4 事業の届出は、事業開始の日から30日以内に行うこととなっていますが、事業の開始とはどこをさすのですか。

A4 明確な取り決めはありませんが、事業の開始の例として以下のような時点が考えられます。

- ① 輸入するものが決められている場合は、会社を設立した時点
- ② 輸入契約を締結した時点
- ③ 輸入（通関）した時点など

Q5 扇風機の輸入代行を行っていますが、電安法における「事業の届出」は必要ですか。

A5 「輸入の事業を行う者」が届出義務者ですが、輸入代行の場合、その実態によって一概には決められませんが、法律の趣旨からすれば、通常は輸入の事業を委託して自ら販売する者が電安法上の輸入事業者となり、届出義務者と考えられますので、単なる輸入代行であれば「事業の届出」は不要と解釈できます。

Q6 ビデオテープレコーダーを国内製造していますが、組込部品として電安法の対象部品（コード付差込みプラグ、サービソコンセント等）を海外から調達（輸入）した場合、「事業の届出」は必要ですか。

A6 自社製品に組み込む部品であっても、電安法の対象となる電気用品を輸入する場合は、「事業の届出」が必要となります。また、補修部品として輸入する場合も同様に「事業の届出」が必要となります。

Q7 ビデオテープレコーダーを国内で製造していますが、電安法の対象となる電気用品で構成された電源コードセットを、自社製品に同梱する目的で海外から調達（輸入）した場合、「事業の届出」は必要ですか。

A7 自社製品に同梱する目的であっても、電安法の対象となる電気用品を輸入する場合は、「事業の届出」が必要となります。また、補修部品として輸入する場合も同様に「事業の届出」が必要となります。

Q8 輸出を目的に、電安法の対象となる電気用品を輸入した場合、「事業の届出」は必要ですか。

A8 国内販売はせず、輸出目的であっても、電安法の対象となる電気用品を輸入する場合は、「事業の届出」が必要となります。

【型式の区分】

Q1 輸入事業者が型式の区分を管理する場合、区分に間違いがあったときは電安法の違反となりますか。

A1 法第五十八条に「第三条の規定による・・・虚偽の届出をした者」に対して「三十万円以下の罰金」、法第六十条に「第五条の規定による・・・虚偽の届出をした者」に対して「二十万円以下の過料」に、それぞれ処すとされています。厳密に言えば、故意か過失かの判断が伴うものと思います

が、この規定が適用される場合があるでしょう。
事業の届出に係る重要な事項ですので、判断に悩む場合、JETにご相談いただくか、経済産業省で確認いただくことをおすすめします。

Q2 乙種電気用品(電取法)を輸入していますが、電安法施行後の型式の区分は、輸入事業者自らが自己管理をすればよいのですか。

A2 電安法に係る経過措置により、既に輸入している電気用品については、事業の届出を行ったものとみなされますので、その届出事項に含まれる型式の区分については、輸入事業者自らが管理することになります。

【適合性検査等】

Q1 平成15年3月まで型式認可の有効期間がありますが、電安法施行後に改めて適合性検査を受ける必要がありますか。

A1 経過措置により、型式認可の有効期間内は、電安法において「適合性検査の受検・証明書の交付を受け保存している」ものとみなされます。

なお、有効期間の満了後も輸入を継続される場合は、有効期間が満了する前に適合性検査を受け、適合証明書の交付を受ける必要があります。※

※：輸入事業者の場合、実態として後述A7の「合格書の写し」を保管することで、～部分の義務を履行したとみなされます。

Q2 放電器具を輸入していますが、JET認証を取得している場合、電安法施行後の検査の方法については変更することなく、そのまま移行することができますか。
また、PSEマークの近くにS-JETマークの表示をすることができますか。

A2 JET認証を取得している事業者は、JETで技術基準の適合性確認及び工場調査時に検査方法(外観検査、絶縁耐力検査、通電検査)の確認を行っておりますので、電安法に移行しても検査方法には何ら問題はなく、義務を履行していることが証明されています。

また、電安法の下では、表示に関して隣接が謳われておりませんので、PSEマークの近くにS-JETマークを表示しても問題ありません。

Q3 検査の方式で、完成品全数に対する外観検査、絶縁耐力検査及び通電検査が規定されていますが、
①外観検査とは外郭の傷、汚れ等でしょうか。
②絶縁耐力検査には絶縁抵抗、漏洩電流の要求がないのでしょうか。
また、絶縁耐力検査は、技術基準に従う必要がありますか。
又は、JISの試験方法を用いても問題はありますか。
③通電検査とはアース導通試験のことですか。

A3 完成品に対する検査の方式は次のとおりです。
①外観検査とは技術基準で謳っている、安全上の構造をさしています。例えば、形状が正しく、組立が良好であることや、正しい表示が付されていることなどです。
②規定では、絶縁抵抗、漏洩電流は謳われておりません。また、検査方法については、技術基準またはJIS(実際に工場では一般的)の方法でも問題はないと思われます。
③通電検査とは部品類については導通確認をしたり完成品については定格電圧、定格周波数の電源を接続して、所定の動作を確認することです。

Q4 電安法では検査の実施義務、検査記録の作成義務、検査記録の保存義務が明文化されましたが、記録の保存期間は何年間ですか。

A4 施行規則において3年間と規定されています。

Q5 検査の方式で、完成品全数に対する外観検査、絶縁耐力検査及び通電検査が規定されていますが、記録の方法は生産ロット毎に記録を残すのですか、または、ロット番号毎に製品の記録を残すのですか。

A5 検査記録の様式は規定されていないので、万が一問題が発生した際に追跡が可能のように、事業者の判断で適切な方法により行っていただければよろしいかと思います。

Q6 輸入事業者の場合、電取法の下では製品の検査義務は課せられていませんでしたが、電安法では検査が義務付けられますか。義務付けられる場合、実態としてどのように対応すればよろしいですか。

A6 電安法では、製造・輸入を問わず、また、特定電気用品・特定電気用品以外の電気用品を問わず、全ての電気用品を製造・輸入する事業者には検査義務が課せられます。従って輸入事業者の場合、自社で検査を行うことにはなりますが、実態としては、海外事業者には検査の方式に従った検査を実施してもらい、その検査記録を入手できるように契約等の手当をすることで、検査義務を履行することができます。

Safety Regulations

Q7 電安法では、海外の製造事業者が製造する特定電気用品について、認定(承認)検査機関で適合性検査に相当する検査を受検し、合格すれば合格書が交付されることになっていますが、合格した製品を日本に輸入する場合、輸入事業者は合格書のオリジナルを海外の製造事業者から入手し、保管する必要がありますか。それとも写しでも問題はありませんか。

A7 この場合、合格書の交付を受けた海外の製造事業者が、合格書を交付した検査機関に合格書の写し(複本)を請求し、交付を受けることにより、その複本が適合証明書と同等なものとして扱われますので、海外の製造事業者から複本を入手し保管することにより、適合性検査を受検し、適合証明書の交付を受けてそれを保管していることと同等とみなされ、複本の有効期間(合格書の交付日から起算した期間)内は当該製品を輸入することができます。

Q8 海外で製造した特定電気用品を輸入し、適合性検査を受ける場合、輸入事業者は必ず検査設備を有していなければなりませんか。

A8 検査機関が行う適合性検査のうち、検査設備に係る検査については、施行規則に規定される技術上の基準に従い設備を有しているかを確認することになります。従って、輸入事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に何って検査設備の確認をさせていただきます。しかしながら、輸入事業者が自らの設備を有し、かつ、その設備を用いて製造工程等において検査を行うことは実態的にはないと思われるので、実際は「A7」による方法がとられ、その場合には検査設備を有する必要はありません。

Q9 電安法では国内の輸入事業者に対しても検査の実施、検査記録の作成・保存義務がありますが、実際は海外の製造事業者が検査等を行っているため、輸入事業者としてはどのように対応すればよろしいですか。また、記録はいつの時点までにそろえなければなりませんか。

A9 実態として輸入事業者が検査義務を履行するためには、海外製造事業者との契約等により、電安法に基づく検査を実施してもらった上で、その検査記録を提出していただき、技術基準への適合性を確認した上でその記録を保存することになります。また、記録については、輸入事業者が電安法に基づく所定の表示を付す時点で、全モデルの検査記録が必要になります。(記録の方式については電磁的方法に依ることもできるように規定されています。)

Q10 輸入事業者にも「検査実施義務」、「検査記録作成義務」、「検査記録保存義務」が課せられましたが、輸入事業者としてどのように対応すればよいでしょうか。

A10 海外の製造元から検査記録を入手し技術基準への適合性を確認し、その記録を、保管することにより、義務を履行したことになります。

【表示の方式】

Q1 温度ヒューズを輸入していますが、本体に◆の記号を表示することがスペース上困難なため、本体表示を省略し、包装箱への表示としても問題ありませんか。

A2 旧施行規則では、本体に表示を付す旨規定されていましたが、電安法では包装箱に◆及び検査機関名、または届出事業者名の表示を付す場合、本体表示を省略することが出来るようになりました。また、部品材料等の表示スペースの確保しがたいものは、◆の代わりに簡易記号として〈P S〉Eの表示でも認められます。

Q2 電安法のP S-Eの記号については、J I Sのような角度、長さ等の寸法規制がありますか。

A2 寸法の規定は設けられておりません。

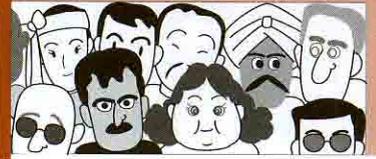
Q3 電安法の対象品であることを示す、P S-Eマークは必ず表示をしなければなりませんか。

A3 法律の条文では、「経済産業省令で定める方法による表示を付することができる。」とあり、表示を付することは強制ではありませんが、「販売の制限」で「製造・輸入・販売事業者は、所定の表示が付されているものでなければ、販売又は販売の目的で陳列することができません」と規定されていますので、実際に販売する場合には、表示を付す必要があります。

Q4 直流電源装置を海外から輸入していますが、◆の表示を海外工場の製造工程中表示し、輸入することができますか。

A4 電安法での表示義務者は、輸入事業者となります。(実態としては、輸入事業者が海外工場と契約をして、製造工程中表示を行っているようです。)

(企画広報部)



韓国における最近の認証規制情報

1. 電気用品安全管理法施行規則(産業資源部令第137号)の第9条第4号に基づく別表第2が次のように改正されました。

この改正によって、別表第2の第9号表：オーディオ・ビデオ機器及び第10号表：情報・事務機器はネガティブリストからポジティブリストの考え方に変更になります。

別表第2の表に掲示されている品目は、EK認証マークを製品に付けることが義務づけられており、この変更は既に施行されましたので、製造事業者の方々は注意する必要があります。

電気用品安全管理法施行規則の改正

	変更前	変更後
第9号表	「アンテナ増幅器、ビデオカメラ」	「ビデオカメラ」
	「個別用途を組み合わせたオーディオ・ビデオ応用機器、その他オーディオ・ビデオ応用機器のもの」	「音質調節機、オーディオプロセッサ、デジタル／アナログ変換装置、音声分配器、コンプレッサーゲート」
第10号表	「モニター(個人用コンピュータと一体型のものを含む)、プリンター(定格消費電力が600W以下であるもの)」	「モニター(キーボード接続機があり、ビデオシグナルコネクタがないもの、個人用コンピュータと一体型のもの及びブラウン管が2つ以上であるものを除く)、プリンター(定格消費電力が600W以下であるものに限り、バーコード、領収書、通帳、プロッター、ラベル、グラフィック専用であるものを除く)」
	「個人用コンピュータ及びネットワークコンピュータ、プロジェクション装置(PCに接続し使用するもの)、紙幣計数機、電子はかり、金銭登録機、プロッター、個別用途の機器を組み合わせ製造された情報・事務機器のもの、その他の情報・事務機器のもの」	「紙幣計数機、電子秤、金銭登録機」



いろいろ変わるんだね。

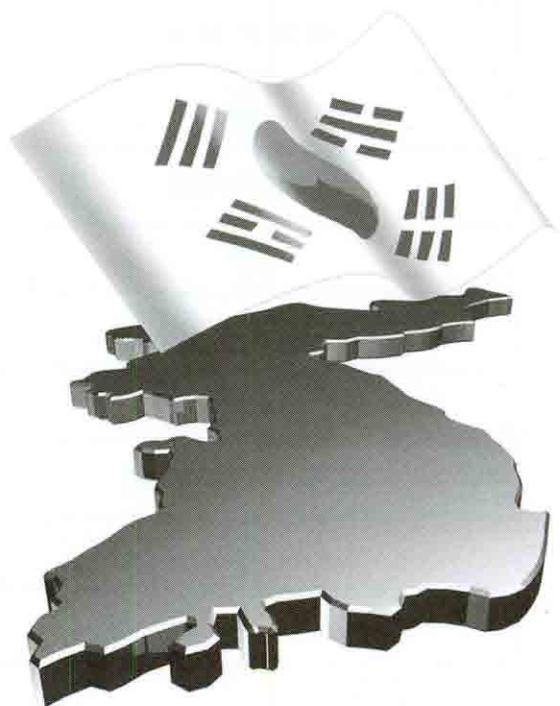
2. 電気バリカンの構造による適用品目名及び適用規格

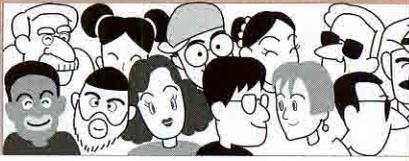
電気用品安全管理法施行規則別表第2の「7. 電気機器類」にリストされている電気バリカンとは、電気バリカンの本体に充電可能な電池が内蔵されたもの等をいい、別途の直流電源装置から電源の供給を受けて使用するものは、同法でいう「電気バリカン」ではなく、「電気充電器」とみなし直流電源装置のみについて安全認証をするということです。しかしながら、誘導コイル方式の直流電源装置を有するものは電気バリカンとして取り扱うということです。この考え方は電気かみそり等の場合も同様に適用されます。

これに関連して、「電気充電器」は、K-60335-29の規格が適用されることとなります。また、「電気バリカン」はK-60335-1の付属書B及びK-60335-2-8の規格が適用されます。

別途の直流電源装置から電源の供給を受けて使用する電気バリカン部分が、韓国情報通信部の所管する情報通信機器認証規則によるMICマークの対象になるかどうかについては、現段階では、MICマークを取得する必要はないとのこと。

(国際事業部)





台湾で電安法セミナーを開催

財団法人台湾大電力研究試験中心(TERTEC)との共催により、台北、台中及び高雄の3カ所で電気用品安全法セミナーを開催しました

本年4月、電気用品安全法（電安法）の施行により、輸入品に係る義務が大幅に変更されました。これにより、輸入事業者が行うべき義務の履行と、この義務を補完するための海外製造事業者の位置付けが重要となっています。

JETでは、日本への輸出が多い台湾の製造事業者に電安法を正しくご理解いただくことが重要と考え、JETと協力関係があるTERTECとの共催で、8月上旬に電安法セミナーを台北、台中及び高雄の3カ所で開催しました。

このセミナーには、たくさんの皆様にご参加いただき、質疑応答も活発に交わされ、製造事業者の方々のご理解が深まったものと確信しております。

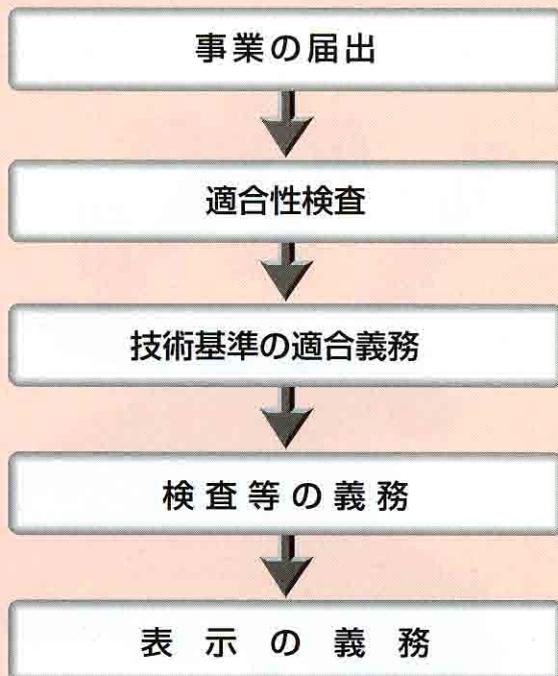
また、台湾におけるJETの窓口として、TERTECのご協力を頂いております。輸入事業者の皆様が台湾の製造事業者とのお取引等の際、電安法(適合性同等検査)、S-JET認証などでJETをご活用いただく機会がございましたら、TERTECをご紹介いただき、現地の利便性を是非ご活用下さい。

なお、セミナーの説明内容等を以下にご紹介いたします。

セミナーのポイント

- ◎平成13年4月の電気用品安全法の施行の基本的考え方（自己確認・第三者認証への移行、認証・検査業務へ競争原理を導入など）
- ◎法改正により事前規制から事後規制への変更(自己責任原則、検査義務・記録保管義務等の強化)
- ◎日本における電気製品に対する具体的規制や安全確保体制（電気用品安全法の概要）と日本への輸出にあたっての法の遵守方法
- ◎電気用品安全法における台湾の製造事業者の法的位置づけと日本の輸入事業者との関係(台湾の製造事業者と日本の輸入事業者の相互理解)
- ◎旧法（電気用品取締法）に基づく型式認可／型式承認などの既得権の行使方法（経過措置など）
- ◎TERTECとの協力により台湾におけるJETの窓口を開設

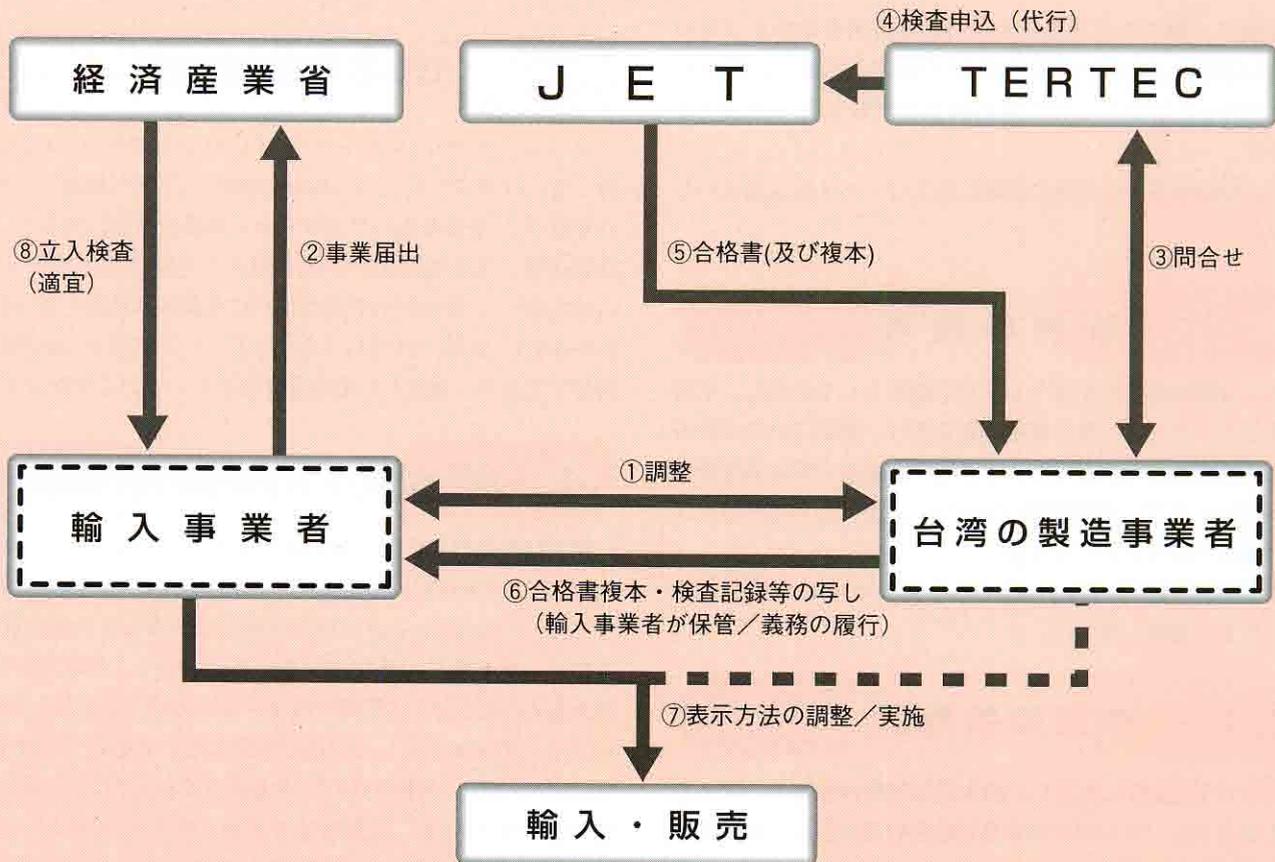
● 輸入事業者が行うべき電安法の具体的義務の解説



- ・ 輸入事業者は、事業開始後30日以内に「事業の届出」を経済産業省へ提出。
- ・ 台湾の製造事業者の手続きは一切不要。
- ・ 台湾の製造事業者は、左記の検査と同等の「適合性同等検査」をJETに申込み、その合格書を取得。
- ・ この合格書の複本を日本の輸入事業者へ。
- ・ 輸入事業者は、電気用品が技術基準に適合しているか否かを確認。(または、JET若しくはTERTECに試験を依頼し、その記録を保管。)
- ・ 輸入事業者は、台湾の製造事業者に必要な検査（①製造工程において行う検査、②完成品について行う検査（全数検査）、③試料について行う検査）を委託し、その記録の写しを保管。
- ・ 輸入事業者は、各種の義務を確認後、所要の表示。
- ・ 輸入事業者との契約により、事前（製造工程等）に台湾の製造事業者が表示することもあり得る。



● 輸入事業者／台湾メーカーから見た電安法関連図



台湾でのお問合せ先

財団法人 台湾大電力研究試験中心 (TERTEC: Taiwan Electric Research & Testing Center)
 担当: 企劃部 規劃組 葉志明
 (Planning Department, Mr. Jimmy Yeh)
 所在地: 台北縣新店市 231 中興路二段 190 號 13 樓
 (13FL., 190, Chung Hsing Road, Sec. 2, Hsin Tien Taipei 231, Taiwan)
 TEL: +8862-2913-1186
 FAX: +8862-2911-5721
 e-mail: tertecpl@ms14.hinet.net
 URL: <http://www.tertec.org.tw/>

IECEE - CMC 会議より

IECEEのCB制度を運用しているIECEE-CMC (Certification Management Committee: 認証管理委員会) 会議 (第4回) が9月13日及び14日の2日間にわたってジュネーブで開催されました。

本会議は、製造事業者等の方々のCB証明書取得及びその活用等に関連したIECEE規則及び手順等に関連した種々の案件に関し、各国のNCBからの代表者が参加して審議するものです。

以下に製造事業者の皆様に関係したトピックスをご紹介します。

1

新規申請等

* JETは関西事業所を新たなCB試験所として申請し、受理されました。2002年の春頃審査を受け、順調にいけば秋のCMC会議で認められることとなります。(製品分野は家電機器(HOUS)、IT・事務機器(OFF)、及び安全変圧器及び同様の機器(SAFE)です。)

* ブラジル、アルゼンチン、ベラルーシ及びマレーシアが新しくIECEEに加盟しました。

2

中国の新制度

中国のWTO加盟に関連した国内認証制度の整備の一環として、王鳳清女史(中国国家認証認可監督管理委員会主任)が新制度を紹介しました。

2001年8月7日、中国国务院は国家品質監督検閲防疫総局(以下、国家質検総局)の設立を決定した際に、国家認証認可監督管理委員会(以下、国家認監会)を設立することを同時に決めました。国家認監会の設立目的は、国家品質技術監督局(CSBTS)と国家出入境検閲防疫局(CIQSA)によって行われてきた輸出入商品に対する安全品質認可を一本化し、全国統一の認証認可制度を築き、WTO/TBT協定を確実に実行するためです。

国家認監会の設立により、新たにGBマークが統一認証マークとなります。それを発行する資格がある機関は中国電工産品認証委員会(CCEE)及び中国進出口質量認証中心(CQC)になります。これまでCCEE及びCQCがそれぞれ認証し発行していたCCEEマーク及びCCIBマークの内、CCIBマークは廃止されますが、CCEEマークについては、顧客の要望があればCCEEによって発行されます。

3

CB証明書統計結果

2000年中にNCBの発行したCB証明書の実績は、約20,000件でした。1999年に比較して23%増加しており、5年前の3.2倍となっております。製品分野別に見ると、IT情報機器、電子機器及び家電機器の3分野で全体の83%を占めており、この分野の製品が如何に世界的に流通しているかがわかります。なお、JETは2000年に120件のCB証明書を発行しており、今後とも製品分野を拡大していく所存です。

4

修正されたCB証明書の発行回数

最初に発行されたCB証明書に対して、Amendment及びModificationが何回まで認められるかということが審議されました。Amendmentは安全の概念に影響しない書類管理上の修正(例えば: エディトリアルなタイプエラー、名前、住所及び製品名の変更、安全に影響を及ぼさない外観の変更等)であり、サフィックスAを付して回数は限定しないことになりました。Modificationは、試験プログラムを依頼する技術的変更(例えば: 電気的定格の変更、代替部品の追加、構造の変更等)であり、サフィックスMを付して3回目まで修正を認め、4回目からは新規CB証明書を発行することになりました。再発行されるCB証明書は、オリジナルのCB証明書の発行日及び修正されたCB証明書の日付を明記しなければいけないということが確認されました。

(国際事業部)

JETの試験設備<8>

電気冷房機用カロリーメーター

関西事業所では、現在所有しております電気用品安全法技術基準第1項対応の恒温室に加え、省令第2項、IEC 60335-2-40及びJIS C9612に定める安全試験に対応しており、さらにJIS B8615 (ISO 5151に準拠)に基づくカロリーメーター機能をもつ恒温室を新たに設置いたします。なお、能力測定法はサイクロメトリックカロリーメーター(空気エンタルピー法)で、恒温室内には空気調和機、受風チャンバー、風量測定装置及びエアサンプラーなどが設備されます。

[主な仕様]

一恒温室内の大きさ(W×D×H)

- ・ 室内側が5.4×5.4×2.5m
- ・ 室外側が5.3×5.3×2.5m

一温度調整範囲

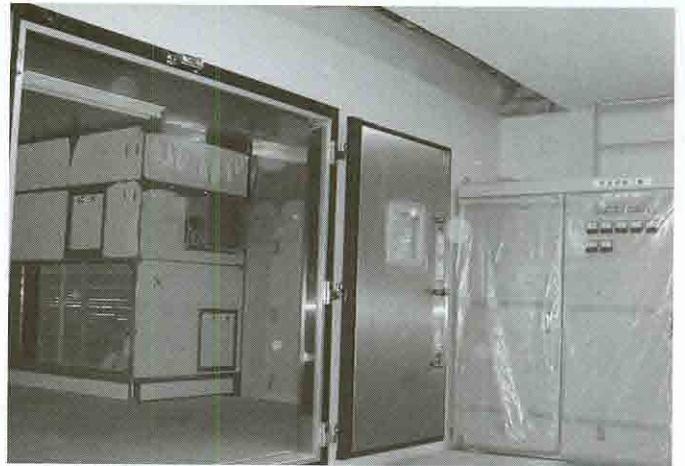
- ・ 室内側が10～55℃
- ・ 室外側が-10～55℃

一測定可能な冷房機の容量(最大)

- ・ 冷房能力18kW、暖房能力20kW

一測定可能な冷房機の形状など

- ・ 壁掛け形、天井吊り下げ形、床置き形など



11月完成予定

- ・ 一般的であるウインド型、セパレート型に加えて、マルチタイプの機種(室内2:室外1)の測定が可能

関西事業所 空調・冷凍機器グループ
TEL: 06-6491-0251
FAX: 06-6498-5562

試験現場 NOW<8>

横浜事業所のEMC試験センター

1. EMC試験センターは、VCCI、FCC、VDE、CCIBLACの認定を受けたサイトを有し、家電製品はもとより、情報機器製品、通信機用電源、車載用アンテナ、中・小型工作機械等の家電製品以外についてもエミッション測定及びイミュニティ試験が可能です。

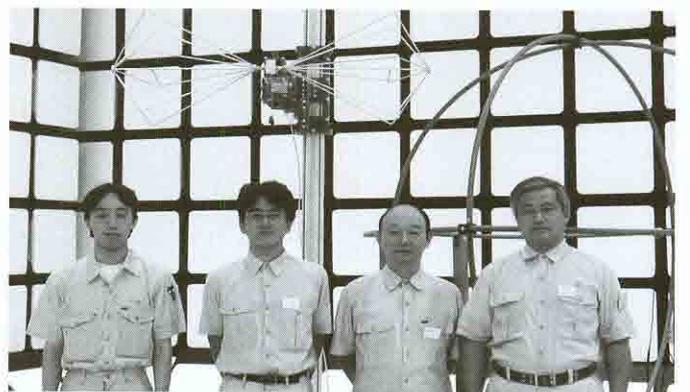
また、対応する規格及び発行可能な成績証明書は以下のとおりです。

対応規格: 電気用品安全法、VCCI、FCC、CISPR、IEC、EN

成績証明書: 電気用品安全法、VCCI、FCC、VDE、CCIBLAC、CEマーキング、韓国等

2. EMC設備の貸切のご利用が出来ます。(測定器の操作は、JETの職員が行います。)

- ・ 電波暗室A(10m法・搬入口W・H(m): 3.1×3.4)
- ・ 電波暗室B(放射電磁界イミュニティ用)



- ・ シールド室(エミッション測定及びイミュニティ試験)

3. 安全試験、EMC試験及び改善と対策が同一サンプル、同一場所(ワンストップテスト)で実施できますので、お気軽にご相談下さい。また、給排水、排煙施設も完備しております。

横浜事業所 EMC試験センター
TEL: 045-582-2504
FAX: 045-582-2255

<お問い合わせの際はこちらまで>

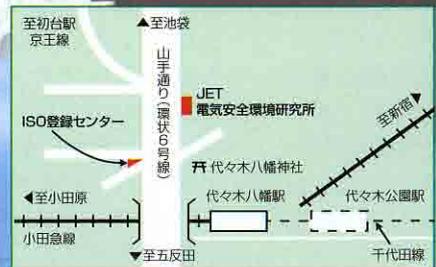
【本部】	TEL	FAX
●総務部 info@jet.or.jp	03-3466-5145	03-3466-5106
●企画広報部 center@jet.or.jp	03-3466-5162	03-3466-5106
●技術規格部 info@jet.or.jp	03-3466-9241	03-3466-5288
●研究部 info@jet.or.jp	03-3466-5126	03-3466-5204
●事業推進部 bdp@jet.or.jp	03-3466-5160	03-3466-5297
●国際事業部 kokusai@jet.or.jp	03-3466-9818	03-3466-5297
●製品認証部 pcd@jet.or.jp	03-3466-5234	03-3466-9219
●工場調査部 info@jet.or.jp	03-3466-5186	03-3466-9817
●東京事業部 info@jet.or.jp	03-3466-5185	03-3466-9223
●電気製品安全センター center@jet.or.jp	03-3466-9203	03-3466-9204

【ISO登録センター】	TEL	FAX
●事業推進室 isorc@jet.or.jp	03-3466-9690	03-3466-8388
●品質認証部 jetqm@jet.or.jp	03-3466-9741	03-3466-8388
●環境認証部 jetec@jet.or.jp	03-3466-9242	03-3466-9820

【横浜事業所】	TEL	FAX
●横浜事業所(代表) yokohama@jet.or.jp	045-582-2151	045-582-2255

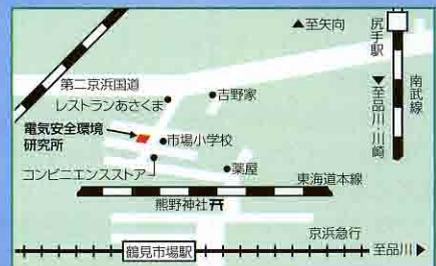
【関西事業所】	TEL	FAX
●関西事業所(代表) kansai@jet.or.jp	06-6491-0251	06-6498-5562

【名古屋事業所】	TEL	FAX
●名古屋事業所(代表) nagoya@jet.or.jp	052-937-6131	052-937-6131



■本部
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12

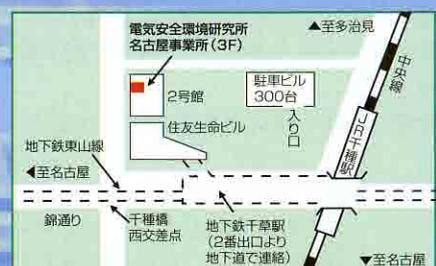
■ISO登録センター
〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町33-8
(元代々木サンサンビル2F)



■横浜事業所
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮
1-12-30



■関西事業所
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1



■名古屋事業所
〒461-0004 愛知県名古屋市東区葵3-15-31
(住友生命千種第2ビル3階)